

令和7年1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	大比良地区 (大物・南比良・北比良)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、農事組合法人や認定農業者等の大規模農家により区内整備田の約70%が耕作されており、今後においても高齢農業者から担い手への貸借が進むものと予想される。担い手が耕作している農地の団地数は平均28カ所、1.7haであり、集約化が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし、飼料用作物等についても積極的に取り組むものとする。水稻については、団地が分散されていることから、現状の団地面積の大きい箇所を中心として集約化を進めるものとする。また、認定農業者や認定新規就農者の受入れを図るものとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95.33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進めるについて、地域内の関係団体、土地所有者での調整を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
該当なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
該当なし
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
レーク滋賀農協への防除委託等について、今後、検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①各集落において鳥獣被害対策及び施設の維持管理を行う。
- ③各認定農業者等において段階的に取り組むものとする。